

議案第 6 4 号

市川市介護保険条例の一部改正について

市川市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 1 4 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市介護保険条例の一部を改正する条例

市川市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 1 号中「3 1, 3 2 0 円」を「3 0, 1 6 8 円」に改め、同条第 2 号中「4 1, 7 6 0 円」を「3 9, 8 4 0 円」に改め、同条第 3 号中「4 5, 2 4 0 円」を「4 3, 9 3 2 円」に改め、同条第 4 号中「5 5, 6 8 0 円」を「5 9, 5 2 0 円」に改め、同条第 5 号中「6 9, 6 0 0 円」を「7 4, 4 0 0 円」に改め、同条第 6 号中「7 6, 5 6 0 円」を「8 1, 8 4 0 円」に改め、同号ア中「、所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得及び同法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第 2 8 条第 2 項の規定によって計算した金額及び同法第 3 5 条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額の合計額から 1 0 万円を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし」を削り、同号イ中「又は第 1 6 号イ」を「、第 1 6 号イ、第 1 7 号イ、第 1 8 号イ又は第 1 9 号イ」に改め、同条第 7 号中「8 7, 0 0 0 円」を「9 3, 0 0 0 円」に改め、同号イ中「又は第 1 6 号イ」を「、第 1 6 号イ、第 1 7 号イ、第 1 8 号イ

又は第 19 号イ」に改め、同条第 8 号中「104,400 円」を「111,600 円」に改め、同号イ中「又は第 16 号イ」を「、第 16 号イ、第 17 号イ、第 18 号イ又は第 19 号イ」に改め、同条第 9 号中「114,840 円」を「122,760 円」に改め、同号イ中「又は第 16 号イ」を「、第 16 号イ、第 17 号イ、第 18 号イ又は第 19 号イ」に改め、同条第 10 号中「125,280 円」を「141,360 円」に改め、同号イ中「又は第 16 号イ」を「、第 16 号イ、第 17 号イ、第 18 号イ又は第 19 号イ」に改め、同条第 11 号中「139,200 円」を「156,240 円」に改め、同号イ中「又は第 16 号イ」を「、第 16 号イ、第 17 号イ、第 18 号イ又は第 19 号イ」に改め、同条第 12 号中「146,160 円」を「163,680 円」に改め、同号イ中「又は第 16 号イ」を「、第 16 号イ、第 17 号イ、第 18 号イ又は第 19 号イ」に改め、同条第 13 号中「156,600 円」を「178,560 円」に改め、同号イ中「又は第 16 号イ」を「、第 16 号イ、第 17 号イ、第 18 号イ又は第 19 号イ」に改め、同条第 14 号中「167,040 円」を「189,720 円」に改め、同号イ中「又は第 16 号イ」を「、第 16 号イ、第 17 号イ、第 18 号イ又は第 19 号イ」に改め、同条第 15 号中「177,480 円」を「200,880 円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第 17 号イ、第 18 号イ又は第 19 号イ」に改め、同条第 16 号中「187,920 円」を「212,040 円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第 18 号イ又は第 19 号イ」を加え、同条第 17 号中「198,360 円」を「256,680 円」に改め、同号を同条第 20 号とし、同条第 16 号の次に次の 3 号を加える。

(17) 次のいずれかに該当する者 223,200 円

ア 合計所得金額が 1,500 万円以上 2,000 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第 19 号

イに該当する者を除く。)

(18) 次のいずれかに該当する者 234,360円

ア 合計所得金額が2,000万円以上2,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(19) 次のいずれかに該当する者 245,520円

ア 合計所得金額が2,500万円以上3,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

第5条第3項中「若しくは第16号イ」を「、第16号イ、第17号イ、第18号イ若しくは第19号イ」に、「第16号まで」を「第19号まで」に改める。

第9条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

附則第2条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「17,400円」を「17,520円」に改め、同条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「24,360円」を「24,960円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「41,760円」を「43,560円」に改める。

附則第3条の見出し及び同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条及び第5条並びに附則第2条及び第3条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

理 由

介護保険法に基づき令和6年度から令和8年度までの各年度の保険料率を定めるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。